

株式会社ゆうちょ銀行との連携体制の構築について

令和7年1月17日

警察庁丁組二発第11号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から

警視庁特詐欺対策本部長、警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、
各道府県警察本部長宛て

(参考送付) 各方面本部長宛て

(概要)

株式会社ゆうちょ銀行がモニタリングにより詐欺の被害のおそれが高いと判断される取引等を検知した場合に、警察へ必要な情報を迅速に提供する連携体制が構築されたことに伴い、都道府県警察に対し、株式会社ゆうちょ銀行から提供された情報に基づく所要の対応を的確に推進するよう示達したものである。